

婚姻制度等の審議促進を求める意見書

最高裁判所は、令和３年６月の判決において、民法の夫婦同姓規定を合憲と判断した一方、制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄であるとしている。

現状、民法第７５０条において、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しており、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、姓を改めなければならない。

こうした中、別姓による社会的な不便・不利益が指摘されており、事実婚を選択する者も少なくないなど、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見がある一方、選択的夫婦別姓制度の導入により、家族のきずなを弱めることへの懸念や子どもの姓の選択など、様々な問題が生じることを危惧する意見もある。

よって、国におかれては、国民の様々な意見を尊重し、婚姻制度等の審議を促進することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月１３日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）